

特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、特別支援学校としてスタートした2007年からの15年間で在籍する児童・生徒数は4万462人増加しているのに対して、学校数は158校しか増えておらず、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいない。各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしている。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていない。

昨年、特別支援学校の「設置基準」がようやく策定された。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実行性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教室不足の改善にはつながらない。

文科省は教室不足を解消するために令和2年から6年度までを「集中取組期間」として、学校建設に関する国庫補助率を2分の1としているが、地方は財政的に厳しく学校設置は困難である。国の責任で国庫補助率を3分の2に引き上げることが求められる。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まらない。文科省学校基本調査によれば、小・中学校合わせて2011年度15万5,255人から2021年度32万6,457人と約2.10倍になっている。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障がいの子どものみならず、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差がある。さらに、支援学級では1つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状である。

8人の子どもを1人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えている。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていない。これを引き下げる必要がある。

よって、和泉市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1、特別支援学校建設のための国庫補助率3分の2へ引き上げること
- 2、特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

大阪府和泉市議会
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 殿